

職員募集

令和9年度採用 町職員候補者

令和9年度採用の町職員候補者を募集します。

- ▼職種・採用予定人数
 - 行政職(一般事務) 大学卒程度
 - 保育教諭職 短大卒程度
- ※採用予定人数は、いずれの職種も若干名。

▼受験資格

- 行政職 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業した者または令和9年3月までに卒業見込みの者
- 保育教諭職 平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者(学歴は問いません)で、幼稚園教諭および保育士の両方の免許・資格を有する者または令和9年3月までに取得見込みの者

▼試験の方法

- 【一次試験】
 - 期日 7月12日(日)
 - 会場 福島大学(福島市金谷川1番地)
 - 内容
 - ・行政職 大学卒程度の教養試験と行政の専門試験

・保育教諭職 短大卒程度の教養試験と保育教諭の専門試験
※全職種で事務適性検査・性格特性検査・職場適応性検査があります。

【二次試験】 一次試験の合格者に個別面接・小論文などによる試験を行います。

▼受験申込用紙と募集要領の交付

町ホームページからダウンロードし、申込用紙をプリントアウト(B4サイズ)するか、総務課で受け取ってください。郵送を希望する人は、封筒の表に「行政職(または保育教諭職)試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った返信先明記の封筒(角型2号)を同封してください。

試験の詳細は、募集要領をご覧ください。

○郵送宛先

〒969-1312
猪苗代町字城南100番地
猪苗代町総務課

▼受付期間

5月13日(水)から6月12日(金)までの土、日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に、総務課に提出してください。郵送の場合は、6月10日(水)までの消印があるものに限り受け付けます。

▼申し込み・問い合わせ先

総務課 行政管理係
☎(62)2111

会計年度任用職員を募集します

こども課では、令和8年度会計年度任用職員を募集します。

▼募集業務・採用予定人数

①保育教諭業務 1人

②保育支援業務 3人

任用の日：令和9年3月31日

▼資格要件

- ①幼稚園教諭または保育士の資格を有する人
- ②乳幼児の保育・教育に熱意を有する人

▼1日の勤務時間

①7時間45分(早番・普通番・遅番のシフト制)

②2時間30分(午後3時45分～6時15分)

▼勤務場所

町内こども園

▼給与

①月額22万5000円

②日額3060円

▼応募手続き

町指定の履歴書に記入し、写真を貼り付けてこども課に提出してください。用紙はこども課で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼受付期間

随時受付

▼選考方法

面接試験と書類審査

▼申し込み・問い合わせ先

こども課では、令和8年度会計年度任用職員を募集します。募集業務・採用予定人数
①保育教諭業務 1人
②保育支援業務 3人
任用の日：令和9年3月31日
▼資格要件
①幼稚園教諭または保育士の資格を有する人
②乳幼児の保育・教育に熱意を有する人
▼1日の勤務時間
①7時間45分(早番・普通番・遅番のシフト制)
②2時間30分(午後3時45分～6時15分)
▼勤務場所 町内こども園
▼給与
①月額22万5000円
②日額3060円
▼応募手続き 町指定の履歴書に記入し、写真を貼り付けてこども課に提出してください。用紙はこども課で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。
▼受付期間 随時受付
▼選考方法 面接試験と書類審査
▼申し込み・問い合わせ先

議会

6月議会が始まります

町議会の本会議は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。議場は役場3階です。児童・乳幼児は許可が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

▼開会予定日 6月2日(火)
※一般質問は8日(月)、9日(火)の予定です。

▼問い合わせ先
議会事務局 議事係
☎(62)5666

防災

Jアラートの全国一斉情報伝達試験が行われます

▼実施日時

6月3日(水) 午前11時
※実際の災害等の発生により、中止になる場合もあります。

▼実施内容 防災行政無線から「これは、Jアラートのテストです」と放送が流れます。

▼問い合わせ先

総務課 防災情報係
☎(62)2111

結婚支援

新婚生活を支援します

町では、新たに結婚生活を始める人の住居費や引越費用の一

部を助成します。

▼対象となる世帯

令和8年1月1日から令和9年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された人で、次の項目全てに該当する世帯
①婚姻日時点において、夫婦ともに39歳以下の世帯
②夫婦の合計所得が500万円未満の世帯
※貸与型奨学資金の返済を行っている場合は、世帯の所得から返済額(年額)を控除します。

③申請時に少なくとも夫婦どちらかの住民票が本町にある世帯

④町税を滞納している人がいない世帯

⑤ほかの公的制度による家賃補助を受けていない世帯

※令和8年度から、ライフデザイン構築に関する講座の視聴などが必要になりました。

▼補助対象経費

①結婚を機に新たに住宅を購入する際に要した費用
②結婚を機に新たに住宅をリフォームする際に要した費用
③結婚を機に新たに住宅を借入する際に要した費用
④結婚に伴う引越しに要した費用

※令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に支払いを行った費用に限りま。

▼補助額

補助対象経費の実支出額(上限額30万円)

森林

森林の土地の所有者届出書の様式が変わりました

令和8年4月1日から森林の土地の所有者届出書の様式が変更となり、新たに国籍等の記載が必要になりました。新しい様式の届出書は、農林課窓口で配布しているほか、町ホームページに掲載しています。

売買や相続等により森林の土地を新たに取得した人は、所有者となった日から90日以内に農林課に届出をお願いします。詳細は、お問い合わせください。

▼問い合わせ先

農林課 農林整備係
☎(62)2116

弔慰金

第十二回特別弔慰金を支給します

先の大戦で国に殉じた元軍人、軍属および準軍属の方々の遺族に対して、国として弔意を表するため、特別弔慰金を支給します。

▼支給対象者

戦没者の死亡当時の遺族で、令和7年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料等」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人がいない場合に、次のうち先順位の遺族1人に支給されます。

○令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

○戦没者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

○右記以外の戦没者等の三親等以内の親族で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人など

▼支給内容

額面27万5000円(5年償還の記名国債)

お知らせ

節電対策による職員の軽装にご理解願います

役場庁舎などでは、5月1日から10月31日まで、省エネルギーと地球温暖化対策のため職員の軽装(ノー上着、ノーネクタイ)を実施していますので、ご理解をお願いします。

▼問い合わせ先

総務課 行政管理係
☎(62)2111

税金

軽自動車税・自動車税の納付と減免申請手続きはお早めに

▼課税対象者

4月1日時点でバイク、軽自動車(小型特殊自動車を含む)、普通自動車等を所有している人

▼納期限 6月1日(月)

▼納付方法

●軽自動車税

①納付書で納める場合

納付書裏面に記載の金融機関で納付できます。

②スマートフォン・パソコンで納付する場合

「地方税お支払いサイト」から、クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリで納付できます。

③口座振替の場合

5月25日(月)引き落とし

●自動車税 金融機関、コンビニエンスストア、地方税お支払いサイトからのクレジットカード払い、スマートフォン決済アプリで納付してください。

▼減免について
障がい者手帳を所持している人のために使用する軽自動車・

普通自動車で、一定の要件に該当する場合は、申請により減免されます。申請期限は6月1日(月)です。

申請先は、軽自動車税は税務課、自動車税は会津地方振興局県税部です。詳細は、納付書に同封の案内をご確認ください。

▼問い合わせ先

●軽自動車税

税務課 賦課係

☎(62)21113

●自動車税

会津地方振興局県税部

課税第二課

☎(29)5261

軽自動車の車検で納税証明書の提示が原則不要になりました

軽自動車税納付確認システム「軽JNK S(ジェンクス)」により、軽自動車検査協会がオンラインで納付情報を確認できるため、車検時の納税証明書の提示は原則不要になりました。

▼紙の納税証明書の提示が必要な場合

①対象車両に過去の未納がある場合

②納付直後のため、納付情報が登録されていない場合

※納付が確認できるまでに1〜2週間程度必要です。

③名義変更(中古車購入など)直後の場合

▼問い合わせ先

税務課 収納係

☎(62)21113

環境

町民1人当たりのごみ排出量が県内ワースト4位

環境省から令和6年度のごみ排出量が発表されました。全国の1人1日当たりのごみの量は839㌔で、福島県は953㌔と全国ワースト1位(令和5年度は968㌔で全国ワースト2位)でした。

市町村別では、猪苗代町は1095㌔で、県内ワースト4位(令和5年度は1110㌔でワースト6位)となりました。

ごみのリサイクル率は、全国平均19.3%、県内平均13.5%に対し、本町は16.6%で、県内13位(令和5年度は8位)でした。

ごみの量は、令和5年度より15%減少したものの、全国平均より25.6%増、県内平均より14.2%多く、リサイクル率も全国平均を2.7ポイント下

回っています。

▼ごみの排出量とリサイクル率

	R5年度 ごみの量	R6年度 ごみの量	R6年度 リサイクル率
全国平均	851㌔	839㌔	19.3%
県内平均	968㌔	953㌔	13.5%
猪苗代町	1,110㌔	1,095㌔	16.6%

令和7年度の本町の燃やせるごみの排出量は表のとおりで、令和6年度と比べて2.09%減少しました。しかし、減量目標である対前年度比7%(約280㌔)の削減には届きませんでした。

▼本町の燃やせるごみの排出量

	燃やせる ごみの量
R7年度	4,039.28㌔
R6年度	4,125.66㌔
増 減	▲86.38㌔
前年度比	▲2.09%

この結果から、令和8年度も次の2つを意識して、ごみの減量に取り組みましょう。

①「まず分別」を徹底する
燃やせるごみ・燃やせないご

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談会では、行政相談委員が行政に関する苦情や意見を受け付け、解決のためにお手伝いします。

お気軽にご相談ください。

▼開催日時

・5月20日(水)
・6月17日(水)
両日とも午後1時〜午後3時

▼会場

役場3階 第3委員会室

▼その他 相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係

☎(62)2111

人権擁護・行政相談委員会合同相談会

人権擁護委員と行政相談委員による合同相談会を開催します。人権問題でお困りの人は、この機会にぜひご相談ください。

▼開催日時 6月5日(金)

午前10時〜午後3時

▼会場

役場3階 第4委員会室

▼その他 相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係

☎(62)2111

刈草や剪定枝の処分方法

庭の雑草や剪定枝は、燃やせるごみ以外にもさまざまな処分方法があります。ごみの減量と適切な処分にご協力をお願いします。

●堆肥化する

草や枝を発酵させて堆肥化し、再利用できます。できるだけ自家処理によるリサイクルに努めましょう。

●除草剤の使用

雑草の発生を防ぐ方法として除草剤の使用があります。用途や場所に応じ、正しく安全に使用してください。

●環境センターに持ち込む

町民生活課 環境係

☎(62)21114



刈草と剪定枝は、ひもで縛るか袋に入れて出してください

●枝の大きさ

環境センターへの持ち込みや燃やせるごみとして出す場合は、長さ50㌢以内・直径10㌢以内に切りそろえてください。

▼問い合わせ先

町民生活課 環境係

☎(62)21114

令和8年度ごみリサイクルカレンダーの訂正

大量の草や枝は、収集所に出せません。会津若松市の環境センターに持ち込み可能です。処分費は無料ですが、事前に町民生活課で手続きが必要です。

●収集業者に依頼

大量に処分する場合は、ごみ収集事業者へ依頼する方法もあります。費用は直接事業者にお問い合わせください。

●燃やせるごみとして出す場合

刈り取った草や枝は十分に乾燥させてから出してください。

●枝の大きさ

環境センターへの持ち込みや燃やせるごみとして出す場合は、長さ50㌢以内・直径10㌢以内に切りそろえてください。

▼問い合わせ先

町民生活課 環境係

☎(62)21114

相談

巡回児童相談会

会津児童相談所では、全ての児童が家庭や地域で健やかに育つことができるよう、保護者などからの相談に応じ、専門員が助言を行う巡回児童相談会を開催します。相談を希望する人は、6月19日(金)までに保健福祉課にご予約ください。

▼開催日時 7月28日(火)

※時間は、予約後にお知らせします。

▼会場 学びいな

▼内容 0〜18歳未満の児童の福祉に関するさまざまな相談

▼問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉係

☎(62)21115

行政相談委員に相談してみませんか

人権擁護・行政相談委員会合同相談会

人権擁護委員と行政相談委員による合同相談会を開催します。人権問題でお困りの人は、この機会にぜひご相談ください。

▼開催日時 6月5日(金)

午前10時〜午後3時

▼会場

役場3階 第4委員会室

▼その他 相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係

☎(62)2111